



2023年2月9日

各 位

会 社 名 株式会社協和日成
代 表 者 代表取締役社長 川野 茂
(コード：1981 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長
森 凡浩
電 話 番 号 03-6328-5600 (代)

株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績への意識を高め業績向上を目指した業務遂行を一層促進し、経済的な効果を株主の皆様と共有することを目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<本制度の導入について>

1. 導入の背景

当社は、ガス・電気・水といった人々の暮らしや産業に欠かすことのできないライフラインを支えることによって、社会に安心と心地よさを提供し、豊かな未来のために貢献することを社会的使命としております。その社会的使命を果たすために、協力社も含めた企業集団として、確かな技術ときめ細やかな感性でお客様の信頼にお応えし、お客様から選ばれ続けること、当社の従業員が安心して働ける職場環境を提供し「感じ・考え・自ら行動する」企業風土を醸成していくことを経営の基本方針としており、健全な経営を継続的に行い、その利益を適正に還元することが社会的責任を果たすことであると考えております。

2022年度を初年度とする中期経営計画「STEP2024」を策定し「サステナビリティ経営」を基本方針として、社会的存在価値および企業価値の増大、持続可能な社会の実現に貢献すべく、様々な従業員向けインセンティブプランを検討してまいりました。「①人的資本への積極的な投資により業務を支える従業員の活力向上に資すること」、「②従業員が「感じ・考え・自ら行動する」企業風土の醸成に資すること」を目的として、今般、従業員に当社の株式を給付する本制度を導入することといたしました。

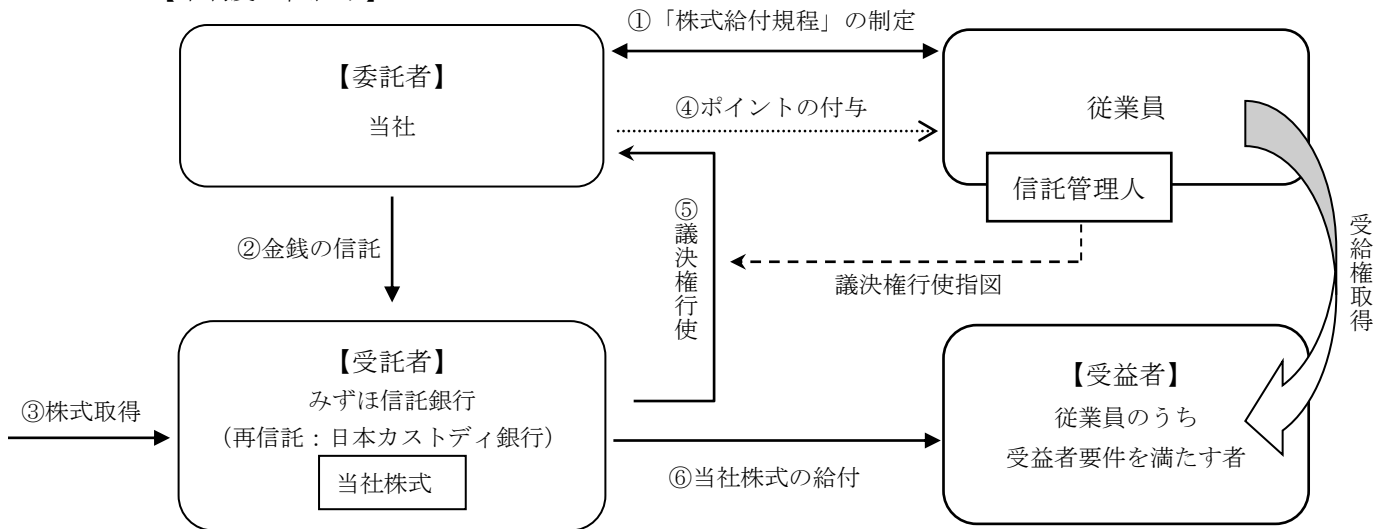
2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し資格等級等に応じたポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | : 株式給付信託 (J-ESOP) |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社の従業員から選定 |

- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2023年2月28日
- (9) 金銭を信託する日 : 2023年2月28日
- (10) 信託の期間 : 2023年2月28日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 本信託による当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式 : 当社普通株式
- (2) 取得資金の総額 : 590,880,000円
- (3) 取得株式数の上限 : 369,300株
- (4) 株式の取得方法 : 立会外取引を中心に取引所市場からの取得
- (5) 株式の取得期間 : 2023年3月1日から2023年3月31日(予定)まで

以 上